

一時保育利用の皆様

緊急事態宣言の発令による園の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、特別措置法に基づき大阪府を対象区域として緊急事態宣言が発令されました。このことを受け、発令期間中（8月2日（月）～31日（火））の一時保育の園の対応について下記のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合がありますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

- 1、子どもの遊び場の確保や育成の為、9時から16時の間利用可能とします。但し、鼻水、咳などの症状がみられる場合は、熱がなくてもお預かりできません。また、家族の中で体調不良者がいる場合も登園をお断りする事があります。

門でお預かり、お渡しをします。インターフォンでお知らせください。

感染リスクを保証するものではありません。可否に関しては十分考慮して下さい。

- 2、期間中の予約を全てキャンセルされる場合は、解除後返金致します。8月2日（月）の9月予約申込書をFAX、ポスト投函される際に、「8月全日キャンセル」もしくは「全日利用」とご記入頂くか、園に直接電話でお知らせ下さい。（6343-6811）
- 3、10月の希望予定表は、8月20日（金）10時以降にホームページからダウンロードして使用して下さい。予約表の印刷等が難しい方は、園のインターフォンにて要件をお伝え下さい。
- 4、10月の予約は予定通り9月1日（水）に行います。FAXもしくはポストに投函して下さい。

皆さまには、引き続き感染拡大防止への協力依頼をお願いいたします。

お子様やご家族がPCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者になった場合は、速やかに園に連絡して下さい。

2021年 7月31日（土）

社会福祉法人あけぼの会

羽鷹池ひだまり保育園

園長 小島 美恵